

I 子ども虐待とは

1 虐待の定義

子ども虐待とは、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）によると、児童^{※1}を監護する保護者^{※2}が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える行為のことをいいます。

児童^{※1}：満18歳に満たない者をいう

保護者^{※2}：親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう

2 虐待の禁止

子ども虐待は、子どもの基本的人権を侵害する行為であり、児童虐待の防止等に関する法律において、何人も、児童に対し、虐待をしてはならないと明記され、禁止されています。

3 虐待の種類

子ども虐待は、子どもに加えられる行為によって次の4つに分類されますが、これらは単独で起きるばかりでなく、重複していることが多くあります。

身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。

①外傷とは、

打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭部外傷、刺傷、たばこなどによる火傷など。

②暴行とは、

首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、たばこの押しつけ、冬や夜間に戸外に閉め出す、縄などにより一室に拘束するなどの生命に危険を及ぼす行為。



性的虐待

児童にわいせつな行為をすること、または児童をしてわいせつな行為をさせること。

①子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆など。

②性器や性交を見せる。

③わいせつな写真などの被写体になることを強要する。



ネグレクト（保護の怠慢・拒否）

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、または長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待・性的虐待・心理的虐待の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

①子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。

例えば、

- ・家に閉じこめる（子どもの意に反して学校等に登校させない）
- ・重大な病気になっても病院に連れて行かない
- ・乳幼児を家に残したまま度々外出する
（乳幼児だけを家に残して、火災により子どもが焼死したりする）
- ・乳幼児を車の中に放置する
（親がパチンコに熱中している間、乳幼児を車の中に放置し、熱中症で死亡させたりする）

②子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）。

③食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠惰など。

例えば、

- ・適切な食事を与えない
- ・下着など長期間ひどく不潔なままにする
- ・極端に不潔な環境の中で生活をさせる

④子どもを遺棄する（置き去りにする）。

⑤保護者以外の同居人による虐待を放置する。



心理的虐待

児童に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力、その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

①言葉による脅かし、脅迫など。

②子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど。

③子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。

④子どもの自尊心を傷つけるような言動など。

⑤他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする。

⑥子どもの目の前で配偶者やその他の家族に対し暴力をふるう。



4 虐待としつけの違い

「ちょっとおかしいな」「行き過ぎではないか」と思われる親の態度を見たとき、それが虐待なのか、あるいは「しつけ」なのかと迷うことがありますが、その際は、次のような点に注意してみるとよいと思います。

- ・子ども自身が理由を納得できているか？
- ・子どものした行為と罰の程度が相応しているか？
- ・親の感情をぶつけるだけの叱り方をしていないか？



大切なことは、たとえ愛情に根ざしたしつけのつもりであっても、親の行為が子どもに著しい痛みや苦しみを与えるものであれば、それはまさしく虐待であるということです。

5 虐待が発生する要素

子ども虐待が発生する要素については、様々なものがあると考えられています。

次に挙げるものについても、虐待が発生し得る要素のひとつとして考えられていますが、それらが時には単独で、あるいは相互に影響し合っただけで虐待に至るものと考えられます。

要素1 保護者

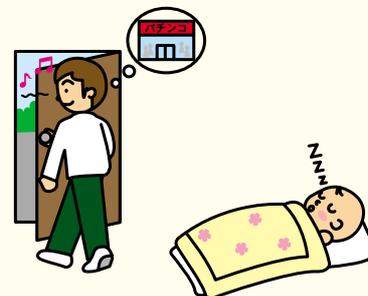
保護者が生活全般にわたり著しくルーズであったり、性格的に対人関係などに問題を抱えていたり、誤った育児信念をもっている場合には、虐待に結びつくことがあります。

また、保護者が子ども時代に大人から十分な愛情を受けることなく育った場合、子どもの気持ちや要求を読みとりにくく、子どもを愛する方法が分からないために虐待につながりやすいことが指摘されています。

生まれた子どもが未熟児である場合や発達に遅れがあると保護者が感じている場合などにも、自分の子どもと他の子どもとの成長を比較することにより発生する焦燥感から、虐待に至る場合があるとされています。

また、望まない妊娠により親となった場合や、乳児期などに事情があり母子分離を余儀なくされた場合にも、保護者が子どもに愛情を持たずに虐待に至る場合があります。

さらに、育児に関する自覚や育児知識が不十分なままで若くして親になった場合も、虐待を生じやすいとされています。



要素2 家庭・家族関係

夫婦の不和や経済的困窮など家族関係が不安定な状況にあり、家庭内のストレスが解消できず、保護者の精神的安定を保つことが難しい場合、虐待を生じやすいと考えられています。また、育児不安や育児疲れによりストレスが生じたり、父親が育児に協力的でない場合などに母親の育児負担が増加し、虐待につながる場合があります。



要素3 社会環境

核家族化の進行に伴い、子育て等の知識や経験が継承されにくくなったことや、少子化が進み、子育てを身近に観察する機会が大幅に少なくなったこと等により子育てに戸惑いや不安を生じ、虐待へ至る場合があります。また、近隣とのつながりが弱く、保護者が子育てについて誰にも相談できずに孤立してしまうことも、ストレスの増加につながり、結果として虐待を引き起こす要因となります。

そして、虐待をしてしまう保護者は周囲から責められることを恐れ、ますます社会から孤立するという悪循環に陥ることもあります。



6 虐待が子どもに与える影響

子ども虐待は、子どもの心身に大きな影響を与えます。虐待による子どもの心とからだへの影響には次のようなものがあります。

身体的影響

打撲、火傷、骨折、裂傷、擦過傷、内臓損傷、脳損傷などの外傷のほか、衛生状態の悪さによる不潔さや皮膚疾患、性的虐待による妊娠や性感染症などの影響が見られます。時として死に至ったり、重い障害を残すことがあります。

また、栄養障害や愛情が与えられないこと、ストレスにさらされ続けること等によって、低身長や低体重などの成長障害が生じることがあります。



知的発達への影響

身体的虐待の後遺症として、知的発達の障害が現れることがあります。

また、ネグレクトによって、年齢相応の基本的な生活習慣が身に付いていなかったり、成長に必要なかわりや語りかけ等、年齢相応の知的刺激が得られなかったりしたために、知的発達が妨げられることがあります。

情緒や行動面への影響

虐待による心的外傷（トラウマ）として、情緒障害や行動上の問題が出る場合があります。例えば、集中力や落ち着きのなさ、反抗的行動、暴力的行動、強迫的行動、激しい感情の起伏、自傷、過度の恐怖、対人関係の障害、自殺企図、非行などの症状があげられます。

また、保護者から人格を否定されるような言動を絶えずあびせられることにより、「自分は存在価値のない人間だ」と思ったり、さらに深刻な状況になると、助けを求める意欲さえなくし自虐的になったりする等、人格の歪みを引き起こすこともあります。



7 虐待の実情（福岡県の児童相談所（政令市含む））

全国の児童相談所が平成22年度に取り扱った子ども虐待の相談対応件数は、厚生労働省の集計によると56,384件にのぼりました。（福島県を除く。）

また、福岡県の児童相談所が取り扱った子ども虐待の相談対応件数は1,767件でした。

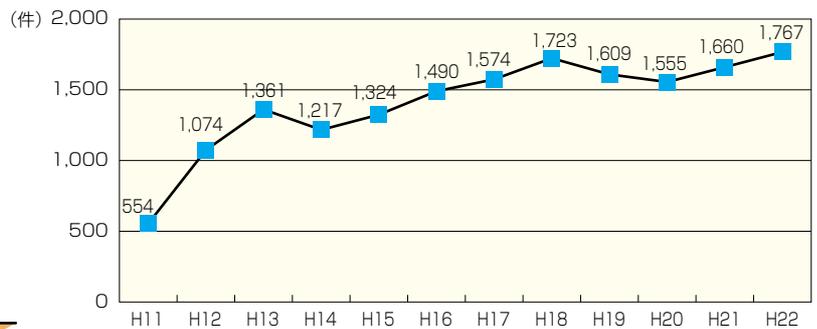
（1）虐待相談対応件数について

平成11年度から平成22年度までの福岡県の虐待相談対応件数の推移です。

児童虐待の防止等に関する法律が公布・施行された平成12年度に急増し、以降高い水準で推移しています。



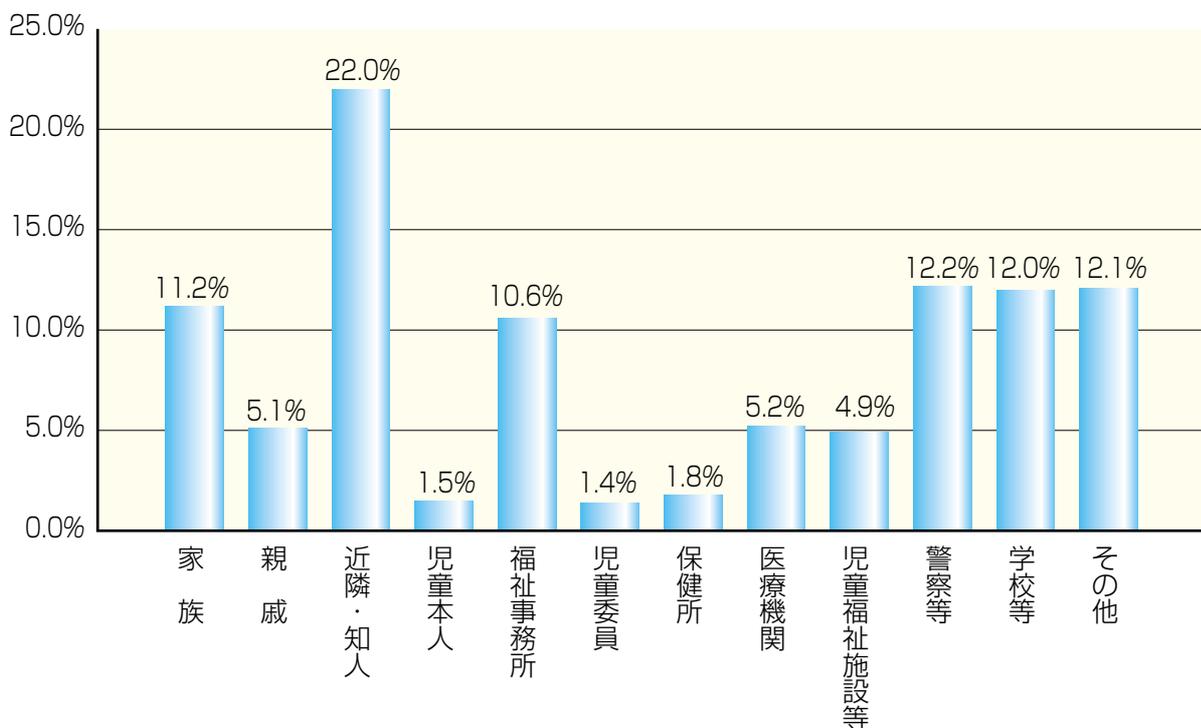
■虐待相談処理件数の推移



（2）虐待相談対応件数経路別割合（平成22年度）

虐待相談を経路別にみると、近隣・知人（22.0%）が最も多く、次いで警察等（12.2%）、学校等（12.0%）、家族（11.2%）と続きます。

■虐待相談対応件数経路別割合

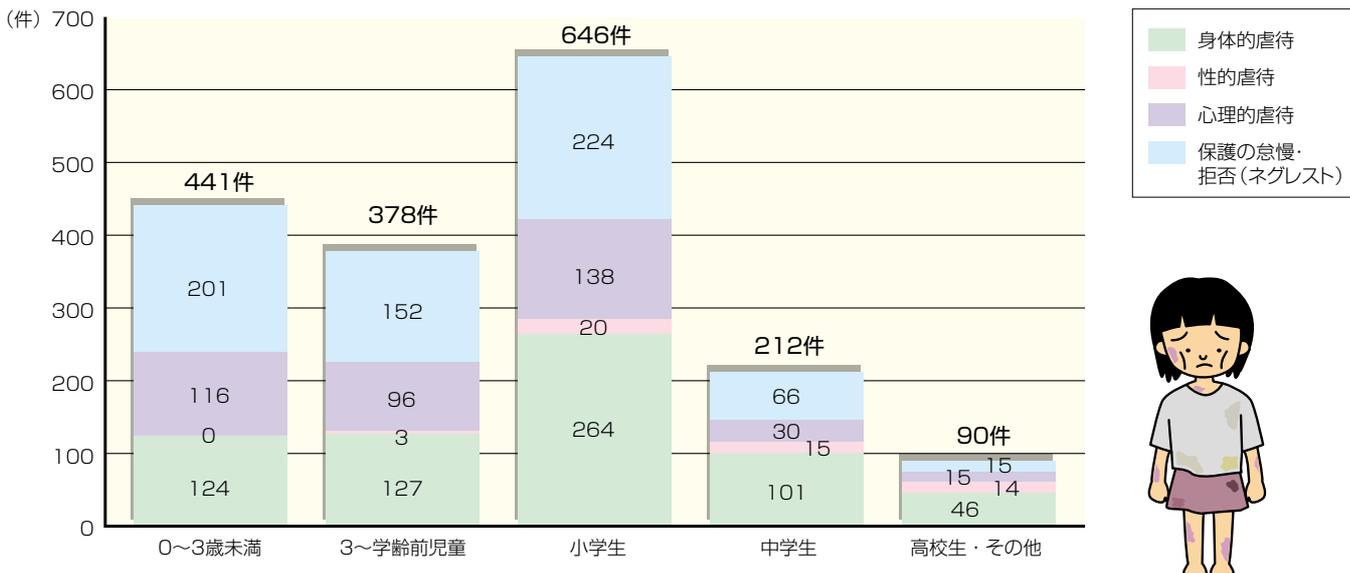


(3) 虐待種類別・年齢別相談対応件数（平成22年度）

虐待相談対応件数について年齢別の状況を見ると、小学生が646件と最も多く、次いで3歳未満幼児441件、3歳～学齢前児童378件となっています。

虐待の種類別で見ると、小学生までは身体的虐待と保護の怠慢・拒否（ネグレクト）が多い傾向となっています。

■虐待相談処理件数の推移



(4) 虐待相談対応件数虐待者別割合（平成22年度）

虐待相談対応件数を虐待者別割合で見ると、実母が65.1%（1,150件）と最も多く、次いで実父が20.2%（357件）です。

■虐待相談対応件数虐待者別割合

